

香川県病院局企業職員等の旅費に関する規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第9号

香川県病院局企業職員等の旅費に関する規程

公務（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣を含む。）のために旅行する病院局の企業職員及び病院局の企業職員以外の者に対して支給する旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける者の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。